

令和 7 年度知的障害者（児）移動支援事業 くっしょん事業計画

1 基本方針

屋外での移動に困難がある障害者（児）について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促す。

2 支援方針

- (1) 障害者（児）が円滑に移動できるよう配慮する。

3 業務目標

- (1) 従事者の確保に努める。
- (2) 他の事業所の開拓を行い、利用者の要望に応えられるようにする。
- (3) 短期保護、児童デイサービス事業所等との連携を図る。

4 利用料

文京区長が定めた額を徴収する。

5 支援内容

- (1) 区役所等公的機関に行くための外出の介助又は付き添い。
- (2) 各種行事へ参加するための外出の介助又は付き添い。
- (3) 冠婚葬祭のための外出の介助又は付き添い。
- (4) 買い物に行くための外出の介助又は付き添い。
- (5) 通学の介助又は付き添い。

6 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
ただし、国民の祝日及び12月29日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) サービス提供日 365日
- (4) サービス提供時間 午前7時～午後8時
- (5) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間連絡が取れる体制を取る。
- (6) 1日の移動支援の上限時間は原則として6時間とする。ただし、事故その他によりやむを得ず6時間を超える場合にあっては、必要最小限の範囲で支援を延長することができる。

7 従事者研修

移動支援従事者確保のため、年４回、知的障害者移動支援従事者養成研修を実施する。

8 福祉有償運送

道路運送法第７９条の規定に則り、法人所有の車両を活用して、区外の特別支援学校への通学グループ支援を行う。また、ぱれっと終了後にぱれっとから自宅までの通所グループ支援を行う。